

大地の風

加美町農業委員会
加美町字長檀75番地2
☎0229-67-5411

第 3 6 号
令和7年10月発行



「今年も種籾刈るぞ〜！」 中新田水稻採種組合の稲刈り風景

トピックス

P2 P3

・さつまいも定植作業

P4

・農地パトロール
・農業者年金

P5

・地域計画ブラッシュアップ
研修
・農地の違反転用

P6

・農地中間管理機構手続き

P7

・農地 Q&A

P8

・農活雑感
・農地の相続登記
・編集後記

5/27・5/28

苗植え体験



おおきくな〜れ！



土のおふとんをかけるよ！



恒例の園児たちによるさつまいもの植付けが実施されました。悪天候も予想されましたが、園児たちの元気な力で両日共に好天の下、活動することができました。笑顔を振りまきながら姿を見せた園児たちは、活発ながらも先生方や委員の話をしっかりと聞いていました。「焼きいも好きだからいっぱい食べたい」「大きくなってね」「かぜひかないように土のおふとんかけてあげるんだ！」などと、それぞれ思いを馳せながら丁寧に植えていました。

今年は7月以降は水不足に陥り、さつまいもの生育も危ぶまれましたが、順調に生育しており秋の収穫が待ちどおしく、そして園児たちの笑顔にまた会えるのを委員一同楽しみにしております。

取材：三浦 良人



5月28日実施 おのだ園・みやざき園

加美町農業委員会・JA加美よつば 共催

農業委員会
活動報告No. 1

食農教育
推進事業

さつまいも



5月27日実施

NOVAパイリンガル加美中新田保育園・中新田幼稚園なかよしこども園・小鳩幼稚園

初参加！

初参加！



苗の植え方を委員がサポート



委員みんなで黙々とマルチを張ります

食農教育では「食」を支える農作物がどのようにしてできるのか、実際に自分たちが植えた作物を収穫する体験を通じ、食と農業の繋がりを学びながら農業の楽しさに触れる機会としています。農業委員会ではJA加美よつばと共催し、地域の子もたちとさつまいも栽培を実施しており、食農教育に取り組み、今年で37回目となりました。今年から公立・私立を問わず、町内のすべてのこども園、保育園、幼稚園の5歳児に参加していただいています。



さつまいも掘りが楽しみだね！

農地パトロールを行いました

農地パトロールとは、農地法第30条により、遊休農地の発生防止・解消並びに農地の違反転用発生防止を目的として農地の利用状況調査を行うものです。農業委員及び農地利用最適化推進委員が調査員となり、町内を3地区に分け7月29日から31日の3日間で実施しました。航空写真で現場を確認し、現地に赴いて農地状況を判断します。

私は、小野田地区担当ということで委員3名と事務局員2名の5名でパトロールを実施しました。毎年実施していく中で、近年その箇所が増えるとともに、荒廃・遊休化していくのを感じます。時代の流れとは思いますが、担い手不足を痛感するとともに担い手の育成が急務だと思いました。そのような中、去年遊休農地だった水田が復田しており、その地域や耕作者の想いを感じました。

なお、今回の調査結果をもとに11月から12月に農地意向調査を行いますのでよろしくお願いします。

取材：農地調査会 委員長 猪股 弘



農業者年金受給者にインタビュー

私は「老後はお金の心配をせずに暮らしたい」と思い農業者年金の旧制度に加入しました。

平成13年に農業者年金の制度改正が行われたとき、加入者の中には、特例脱退一時金を受け取る人もいましたが、将来のために年金として受け取ることを選択し、引き続き新制度に加入しました。新制度は、死亡一時金がある終身年金となり、認定農業者かつ青色申告者には、手厚い政策支援のあることを知りました。

農業者年金は、メリットの多い終身年金ですが、制度の存在や内容について認知度が低いことが課題と思われます。年金を掛けているときは何となく負担を感じますが、実際に受給してみても満足しています。

年間60日以上農業に従事する方は、資格を満たせば兼業農家でも加入可能です。若い農業者や、女性農業者、アルバイトやパートの方も加入を検討する価値のある年金制度ではないでしょうか。

農業者年金受給者：農業委員 山本 成

＜農業者年金の税制面でのメリット＞

- ① 1月～12月までに支払った農業者年金の保険料の全額（生計同一の家族の分を含む）が「社会保険料控除」の対象になり、所得税・住民税等が軽減されます。
- ② 受け取る年金も公的年金等控除の対象となり65歳以上の方であれば、公的年金等の合計額が110万円までは全額非課税となります。

農業者年金には通常加入と政策支援加入があります。

加入も脱退も自由です。ただし、脱退による一時金の支払いは無く、将来、年金として受給することになります。

通常加入は掛金が2万円から6万7千円の範囲でいつでも変更することができます。また、農業者年金加入の要件に加えて、一定の要件を満たす方は政策支援（保険料の国庫補助）を受けることで掛金1万円から加入することができます。

余裕のある時に掛け金を増やしてみてもいいかもしれません。



詳しくは 検索

<https://www.nounen.go.jp>



地域計画ブラッシュアップ研修を 行いました

8/25

講師に宮城県北部地方振興事務所農業振興部調整指導班の舟山和宏氏を迎え、地域計画のブラッシュアップに向けた変更手続きについての研修を行いました。

地域計画は、将来どの農地を誰が耕作するかを示した地域農業の設計図で、加美町では令和7年3月31日に策定されました。研修会では、策定した計画の実現に向けた取り組みのほかに、実態に合わせた計画変更を要するとのことで、どのような場合にどのように変更すべきかすでに変更実績のある市町村の例を参考に説明を受けました。



研修を終え、地域計画は、策定して終わりではなく、継続的に完成度を高める必要があります。農業委員の役割が重要だと思いました。地域計画の見直しに向け、農業者や地域の関係者と話し合い、より良いものへと改善していく取り組みを目指していきたいと思います。

取材：農業委員 高橋 秀生

令和7年度加美町農作業基準賃金表について

令和7年産米の概算金が、過去にないほどの高値が示されました。農業委員会で作成している参考賃借料について大変お問い合わせが多くなっておりますが、米の値段だけでなく、資材や原油の高騰など大きな変動を伴う場合、農地所有者（出し手）と耕作者（受け手）で十分な話し合いを行って契約金額を決めていただきますようお願いいたします。

▶▶ STOP! 農地の違反転用 ◀◀

・ 農地転用とは

農地を農地以外の目的で利用することを言います。

一時的に農地を利用する場合でも農地転用申請を行い、許可を受ける必要があります。



家を建てる時



駐車場にすると



太陽光発電施設を
設置するとき



資材置き場にすると

・ 違反転用を行った場合

許可なく違反転用をした場合は、農地法違反にあたります。

工事の中止や農地への原状回復命令を受けたり、罰則が適用されることがあります。

罰則：3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金（法人は1億円以下の罰金）

※住宅建設や事業等出農地を利用する予定のある方は農業委員会まで早めにご相談ください。

注意

農地の貸し借り・売買の手続きが変わりました

令和7年4月から農業委員会における農地の貸し借り・売買の手続きが、次のとおり変わりました。農地法第3条許可による貸し借り・売買は、これまでどおり変更ありません。

農地法第3条による手続き

継 続

農地法第3条による手続き

農業経営基盤強化促進法による手続き

一本化

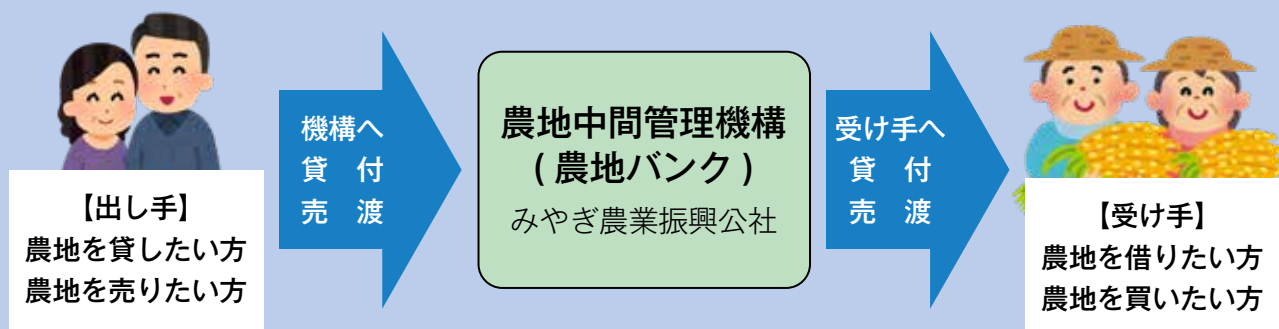
農地中間管理事業による手続き

農地中間管理事業による手続き

農地中間管理事業とは

農地中間管理事業とは、公的機関である公益社団法人みやぎ農業振興公社が「農地中間管理機構」となり、出し手（農地所有者）と受け手（耕作者）に対し、農地の貸し借り、売買を仲介する事業です。

農地中間管理機構を活用した貸借・売買について



農地中間管理機構の活用メリット

出し手（土地所有者）

1. 貸借料・売買代金がある場合は、機構がまとめてお支払いします。
2. 機構への貸付・売渡は農業者年金制度の経営継承に該当します。
3. 機構に貸し出した農地は契約終了後に必ず土地所有者へ戻ります。

受け手（耕作者）

1. 賃借において、農地を長期（10年間）に安定して借りることができる。
2. 地主が多数いても契約は機構とだけなので貸借料・売買代金の支払い等の事務が軽減されます。
3. 地域計画に基づき、まとまった一段の農用地の権利移動を行うことができ、農作業の効率化、コスト軽減につながります。

10月から2月の 農業委員会スケジュール

【定例総会】

10/27(月)
11/25(火)
12/25(木)
1/26(月)
2/25(水)

時間 午後1時30分
場所 加美町役場小野田支所

※毎月10日(1月は9日)が案件締切日です。

【相談】

農業委員会では農地に関するお悩みや
ご相談を随時受け付けております。

【アグリレディースカフェ in 秋まつり】

11月9日開催の加美町秋まつりにおいて、
女性委員による「アグリレディースカフェ」
を実施します。お気軽にお立ち寄りくださ
い。



遊休農地の適切な管理を
お願いします！

農地の権利移動・設定・転用等の状況

令和7年1月～令和7年8月まで

項目	事由	件数	面積(m ²)
農地として利用 するための移動 農地法第3条許 可	所有権移転 売買	33	215,176
	贈与	7	37,479
	交換	0	0
	小計	40	252,649
	賃貸借権の設定	2	19,458
	使用貸借権の設定	0	0
合 計		82	524,763
賃貸借の解約(農地法第18条通知)		32	195,027
農地として利用 するための農用 地利用集積計画	利用権の設定(賃貸借)	35	340,832
	利用権の設定(使用貸借)	1	27,885
	所有権移転(売買)	48	124,388
	農地中間管理機構	2	24,601
	合 計	86	517,706
農地の転用農地 法第4・5条許可	自己転用	1	358
	権利移転を伴う転用	9	34,508
	合 計	10	34,866

農地 Q & A

Q 農地へ太陽光パネルを設置したいです。必要な手続きはありますか？

A 農地に太陽光パネルを設置する場合、必ず農地転用(地目の変更)の手続きが必要になります。無断で農地を農地以外の目的に利用することはできません。また、全ての農地が転用可能というわけではありません。農地転用許可制度では優良農地を確保するため、農地の優良性や周辺の土地利用状況等によって下記のように農地を区分しています。

× 原則転用不許可

- 農用地区域内農地
市町村が定める農業振興地域整備計画において農地地区とされた区域の農地。
- 第1種農地
生産性が高く、10ha以上の集団農地

▲ 第3種農地に 立地困難な場合に許可

- 第2種農地
小団体の生産性の低い農地。
駅や役場等から概ね500m以内にある農地。
市街地として発展する可能性のある農地等。

○ 原則転用許可

- 第3種農地
都市的整備がされた区域の農地。市街地にある農地。上水道管、下水道管、ガス管のうち2つ以上が埋設された道路の沿道の区域であって、概ね500m以内に2つ以上の教育施設、医療施設等がある等。

農業委員 菅野 守

今年ほど、我々の主食である「コメ」がマスコミに取り上げられた事があったでしょうか？

連日、米不足による価格高騰が報道され、コメ不足の需給混乱は『令和のコメ騒動』と呼ばれました。

その要因は、減反政策、気候変動、高齢化と担い手不足、耕作放棄地の増加、食生活の変化と人口減少による需要構造の変化、短期的な需要増による在庫の逼迫等が複合的に絡み合っているものです。今後の安定供給には、『生産調整に頼らない持続可能な農業構造の再構築』が不可欠です。コメは日本の文化、経済、健康、環境のいずれの面においても欠かせない大事なものです。その重要性を再認識し、伝統的な食文化を守り、次世代に伝えるためにも、農業委員として現場の声に耳を傾け、担い手等への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止と解消、農地の効率的な利用等の推進に尽力して行きたいと思っています。

今年は、空梅雨による水不足に加え、酷暑と厳しい自然条件の下、農作物の栽培・管理に例年以上のご苦労が有りますが、実り多い秋を迎えられる事をご祈念申し上げます。

全国農業新聞



農業経営と暮らしに役立つ専門紙です！

農業政策を分かりやすく解説。

また地方版では地域の元気で明るい話題や地域のイベント情報なども紹介しています。

○発行日 毎週金曜日

○購読料 紙版 月額700円（税込）

電子版 月額500円（税込）

○発行所 全国農業会議所

～ 購読料改定のお知らせ ～

全国農業新聞の購読料が、令和8年4月から次のとおり改定されます。

・紙版 月額900円（現700円）

・電子版 月額700円（現500円）

農地を相続したときは 届出が必要です！

・相続登記の申請が義務化されています

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化され、相続の開始を知った日から3年以内に登記申請をすることが義務付けられました。

義務化前に相続した土地は、令和9年3月31日までに登記する必要があります。正当な理由がなく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

・農地を相続したら

農地法により、農地を相続した際は、農地の所在する市町村の農業委員会への届出が義務付けられています。相続発生日からおおむね10か月以内に届出を済ませましょう。

届出を行わなかったり、虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料が科されることがあります。

編集後記

農政調査会 委員長 畠山 智史

大地の風36号をお読みいただきありがとうございます。4月の委員改選により、編集を担当する農政調査会は新体制となりました。6月の臨時号に続き、今号も新しく加わった委員と力を合わせて作り上げました。

メインとなる記事は「さつまいも苗植え体験」です。子供たちの元気な姿がお届けできればうれしいです。

今後みなさまに役立つ情報を発信してまいります。

末尾になりましたが、今回の取材にご協力いただきましたみなさまに心より感謝申し上げます。

編集 農政調査会

委員長

畠山 智史

委員

委員長代理

中村 貴美子

三浦 良人
菅野 守人
小宮 京子
山本 成生
高橋 秀生
青砥 美恵子